

機材調達契約約款

(総則)

- 第1条 受注者は、発注者と受注者で別途締結する機材調達契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い、契約書本体頭書に記載する契約物品（以下「契約物品」という。）を調達し、発注者に引渡し、発注者は、受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 契約書本体に技師派遣業務等付随する業務（以下「本付随業務」という。）が規定されている場合、受注者は、契約書本体及び本約款に定めるところに従いこれを完了し、発注者は、受注者に対し、その対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、契約書本体及び本約款に定めるもののほか、契約書本体第1条に定める、契約書を構成する各文書に従い調達を行わなければならない。
- 4 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約（契約書本体及び本約款に基づく契約を指し、以下「本契約」という。）に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 5 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本契約の業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 6 受注者は、本契約の業務に関し、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」等の各種ガイドラインを遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、本契約の業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項に基づく発注者の承諾を得て本契約の業務を第三者に委託する場合、当該第三者に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせることとし、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても連帯して責任を負う。

(所有権の移転・引渡し及び危険負担)

- 第4条 契約物品の所有権は、第5条に従った検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該契約物品は、発注者に引き渡されたものとする。
- 2 発注者への引渡しが完了する前に生じた契約物品についての滅失、損傷その他の損害（以下「滅失等」という）は受注者の負担とする。
 - 3 前項の滅失等が発注者及び受注者いずれの責めに帰することができない事由により生じたときは、発注者は、当該契約物品の代金の支払を拒むことができるとともに、本契約を解除することができる。

(検査)

- 第5条 受注者は、発注者への引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
- 2 受注者は、本付随業務の完了に際し、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。
 - 3 発注者は、検査を行ったときは、その翌日から起算して10営業日以内に検査結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、第1項及び第2項による検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）があった場合は、発注者は、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知し、受注者は、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査結果通知の期日については前項の規定を準用する。
 - 5 発注者は、検査の一部を第三者に委任することができるものとする。

(契約不適合)

- 第6条 発注者は、引き渡された契約物品に契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合に応じた契約物品の代金減額

を請求することができる。

- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(契約保証金)

第7条 発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

(支払)

第8条 受注者は、発注者への契約物品の引渡し完了したときは、発注者に契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」といい、本契約に従って契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額を指すものとする。）の支払を請求書により請求することができる。ただし、本付随業務がある場合は、当該業務が完了するまでは、契約金額から当該業務の対価を差し引いた金額の9割を請求金額の上限とする。

- 2 発注者は、契約書本体頭書の定めにより分割納入する場合であって、受注者から請求書により請求があったときは、その都度既納部分に対する金額を支払うことができる。この場合における支払については前項の規定を準用する。
- 3 受注者は、本付随業務の完了後、第5条第2項の検査に合格したときは、発注者に当該業務に対する対価の支払を請求書により請求することができる。
- 4 発注者は、受注者より適法なる支払請求書を受領した日から30日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の請求書の内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(支払遅延利息)

第9条 発注者は、前条に規定する支払期間内に支払をしないときは、天災地変その他発注者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、遅延金額に対して履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅

延利息に1円に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。

(期限延長と延滞違約金)

第10条 受注者の責めに帰する事由により受注者が契約書本体頭書の引渡期限までに(引渡期限日を含む。)引渡しができない場合であって、一定期間後に引渡しができる見込みがあるときは、発注者は、受注者に延滞違約金の支払いを請求するとともに、引渡期限の延長を認めることができる。

2 本付随業務がある場合、受注者の責めに帰する事由により受注者が契約書本体頭書の業務完了期限(業務完了期限日を含む。)までにこれを完了することができない場合であって、一定期間後に完了できる見込みがあるときは、発注者は、受注者に延滞違約金の支払いを請求するとともに、業務完了期限の延長を認めることができる。

3 前二項の延滞違約金の額は、契約金額のうち、当該期限までに引渡し又は本付随業務を完了していたら支払うべき金額に対し、遅延日数に応じ、本利率で計算した額とする。ただし、端数計算については前条の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由によるときは、発注者は、受注者に延滞違約金を請求しないものとする。

5 契約書本体頭書において分割納入とする場合であって、受注者が分割納入毎の引渡期限内に納入できないとき、又は、契約書本体頭書において本付随業務の期限を複数回設定している場合であって、受注者がそれぞれの期限までに当該業務を完了できないときは、前項までの適用を受けるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金等)

第11条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下、本条及び次条において同じ。)が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は、各号のいずれかに該当するごとに、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指示を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)に違反する行為を行い刑が確定したとき。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

- (2) 本契約に関し、受注者又は受注者の意を受けた関係者が本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同体の構成員のいずれか)が認めたととき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の1が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は第12条の2に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第5項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求せず、又は当該債務の一部を免除することができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を

怠ったものについては、この限りでない。

- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められないとき。
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の金額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約が終了した後も引き続き効力を有するものとする。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、本契約を催告を要せずして解除することができる。

- (1) 第10条による引渡期限延長の場合を除き、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が契約書本体頭書に定められた引渡期限内に契約物品を引き渡すことができないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 第10条による業務完了期限の延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が、契約書本体頭書に定められた業務完了期限までに本付随業務を完了できないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (3) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申し立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号及び第11条第1項において同じ。）が、次に掲げる各号の一に該当するときは、又は、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
- イ 役員等（受注者個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の契約を締結する代表者をい

う。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところによるものとし、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- (9) 契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。
- (10) 受注者が前条第1項各号の規定の一に該当する行為があったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、発注者に対し、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由に

よって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、契約物品が引渡されるまでの間は、第12条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約の業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、発注者は、受注者に対し契約金額の10分の2に相当する違約金を支払う。

（賠償金等）

第16条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

2 前項の請求をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき本利率で計算した額の延滞金の支払いを受注者に請求する。なお、端数計算については第9条の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第17条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既に納入を受けた契約物品又は発注者が認める期間内に納入を受ける契約物品につき、これを検査し、検査に合格したものについては引渡しを受けるものとし、本契約の業務の出来高部分について、検査を終了したものについては、引渡しを受け

ることができるものとする。

- 2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該契約物品又は出来高部分に相当する契約金額を支払うものとする。

(不正行為等に対する調査・措置)

第18条 受注者が、第11条第1項各号又は第12条第1項各号に該当する疑いがあると認められる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、不正などの行為の有無を判断する。この場合において、発注者が調査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を受けることができる。受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 発注者は、第11条第1項各号又は第12条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができる。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができる。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、本契約の業務の実施上知りえた非公開の情報を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

(契約の公表)

第20条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意する。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意する。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりと

する。

- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節に規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意する。

(合意管轄)

第21条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法等)

第22条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本契約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)の適用は一切排除されるものとする。

(契約外の事項)

第23条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、書面によりこれを定める。